

福島医発第1216号(地)

平成25年8月8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻 一 良

(公印省略)

第44回全国学校保健・学校医大会の開催について(ご案内)

本年11月9日(土)に秋田県秋田市におきまして、「子供は希望。未来の力」をメインテーマとして標記大会が開催される旨、別添の通り秋田県医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員に多数ご参加下さいますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 申し込みは、貴会にてお取り纏めの上、別添申込書により9月2日(月)迄に本会地域医療課までe-mail (fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp)にて、お申し込み願います。
- 2) 大会参加費1名20,000円(昼食、懇親会費を含む。但し、同伴者が懇親会のみ参加する際の懇親会費は5,000円)及び宿泊費に関しましては、申込締切後に請求書が送付されます。
- 3) 参加申込みに際し、手配通信費として1人につき500円が加算されます。
- 4) 申込みのない場合も、その旨ご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

新規・変更・取消
(いずれか○で囲んでください)

第44回全国学校保健・学校医大会申込書

(参加・宿泊・観光等)

受付番号

医師会名	福岡 (都・道・府・県)医師会	申込代表者	恒吉 沙耶
郡市医師会名	医師会	郡市担当者	
連絡先(送付先)	〒812-8551 (勤務先) 福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会館4階	TEL	092-(431)-4564
		FAX	092-(411)-6858

	フリガナ	所属	性別	大会 参加	分科会 番号	参加		宿泊			同室希望者 氏名	観光		
	氏 名	1.医師 2.学校関係 3.事務局 4.同伴者 いずれかの番号を 記入してください	男・女			11/9 (土) 昼食	11/9 (土) 懇親会	宿 泊 日		希望ホテル				
								11/8 (金)	11/9 (土)	第1希望			第2希望	第3希望
例	アキタ タロウ 秋 田 太 郎	1	男女	○	③	要不要	出欠	○	×	A-1	B-1	C-1		A
1														
2														
3														
4														
5														
備考欄								返金時振込先		金融機関名:				
								支店名:		普通・当座 No:				
								名義:						

ご記入の注意

1. 分科会については、分科会のご案内を参照の上、主に参加する分科会番号をご記入ください。

2. 宿泊ホテルについては、宿泊予約のご案内を参照の上、第1、第2、第3希望までご記入ください。

3. 6名様以上の場合は、コピーしてご利用ください。

※都道府県医師会にて取りまとめの上、お申込みください。

秋 医 発 第 3 4 6 号
平 成 2 5 年 8 月 1 日

都道府県医師会長 殿

第 4 4 回全国学校保健・学校医大会担当

一般社団法人秋田県医師会長

小山田

雅

第 44 回全国学校保健・学校医大会並びに
都道府県医師会連絡会議の開催について

謹啓 残暑の候、貴職には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本会の担当で開催いたします標記大会につきましては、去る 2 月に参加者の予備調査をお願い申し上げましたところですが、今般、分科会の演題発表者が決定し、プログラムも概ね確定いたしましたので、改めまして、別添のとおりご案内申し上げます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴会医師会員等にご周知いただき、多数のご参加を賜りますようご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、参加申込みにつきましては、「ご案内」の申込書に必要事項をご記入いただき、貴会にてお取り纏めのうえ、平成 25 年 9 月 13 日（金）までに近畿日本ツーリスト東北秋田支店にお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

また、大会当日の正午より「都道府県医師会連絡会議」を別紙 1 のとおり開催いたしますので、貴会より出席者 1 名を、別紙 2 により平成 25 年 8 月 16 日（金）までに大会事務局にご回報下さいますよう併せてお願い申し上げます。

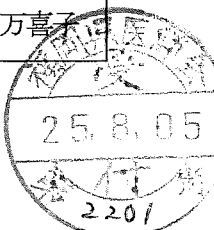
今回送付いたします書類は下記のとおりです。

敬 具

記

1. 「第 4 4 回全国学校保健・学校医大会 ご案内」 15 部
2. 「第 4 4 回全国学校保健・学校医大会 都道府県医師会連絡会議」 ご案内
3. 「第 4 4 回全国学校保健・学校医大会 分科会発表演題一覧」
4. 観光パンフレット等

一般社団法人秋田県医師会
〒010-0874 秋田市千秋久保田町 6-6
TEL : 018-833-7401 FAX : 018-832-1356
E-mail school-44@akita.med.or.jp
事務担当 鈴木裕美子・畠山昭広・畠山万喜子



第44回 全国学校保健・学校医大会 ご 案 内

日 時 : 平成25年11月9日(土)午前10時
会 場 : 秋田キャッスルホテル
秋田県民会館

主 催 : 日本医師会
担 当 : 秋田県医師会

大会ホームページ
<http://www.akita.med.or.jp/school-44/>

— ごあいさつ —

日本医師会主催の第44回全国学校保健・学校医大会の開催を担当するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

全国の学校医諸先生の熱意に溢れた学校保健への取り組みに対して、心から敬意と感謝を申し上げます。

またこの度、表彰の栄に浴された方々には永年に亘る活動にご貢献に対しお慶び申し上げますと共に、深甚なる敬意を表します。

今回担当する秋田県医師会は、本大会の第1回目を担当しましたが、それから40年余を経た今回2度目の開催となります。

この間の約半世紀を振り返りますと、時代の変動とともに学校保健の分野も様々な変化を経てきました。

平成21年施行の学校保健安全法には事故、災害に対する防災、感染症の予防、排除などの安全対策が含まれますが、最近では「いじめ」「暴力」など対人的な安全も重大視され、正に多職種の共同・連携が不可欠な事例も多くなってきました。

また情報媒体に関連した問題も深刻化し、この分野への対策が指摘されるほか、アレルギーや運動器の問題、「がん」に関する教育など、次々と新たな課題への対応が生じてまいります。

このようななか、全国の学校医が一堂に会して経験や調査研究を発表し合い交流を深めることは誠に意義深いことであります。

今大会は「子供は希望。未来の力」をメインテーマとし、シンポジウムでは「学校における感染対応」をとりあげ議論を深めたいと思います。

また現代は地球規模で資源やエネルギーの問題が沸き起こっていますが、特別講演ではこの領域において我が国で長い歴史がある秋田大学の吉村 昇学長に資源学の分野から国際的な資源に関する講演をいただきます。

秋田県は豊かな自然や温泉に恵まれており、この機会に是非お立ち寄りいただき、また秋の収穫による味覚もお楽しみいただければ幸いに存じます。

本大会の開催に当り、日本医師会のご指導を仰ぎながら秋田県医師会一丸となって担当いたしますので何卒宜しくお願い申し上げます。

第44回全国学校保健・学校医大会担当

秋田県医師会 会長 小山田 雍

平成25年度 第44回全国学校保健・学校医大会

開催要項

メインテーマ

「子供は希望。未来の力」

1. 日 時 平成25年11月9日(土)
2. 会 場 秋田キャッスルホテル 秋田市中通一丁目3-5 TEL 018-834-1141
秋田県民会館 秋田市千秋明徳町2-52 TEL 018-834-5055
3. 主 催 日本医師会
4. 担 当 秋田県医師会
5. 参 加 者 日本医師会会員及び学校保健に関係のある専門職の者 約600名
6. 参 加 費 20,000円(昼食、懇親会費含む)

7. プログラム

1 受付 9:00～10:00……………秋田キャッスルホテル

2 分科会 10:00～12:00 各分科会会場……………秋田キャッスルホテル

第1分科会 『からだ・こころ(1)』こころ・予防接種・食物アレルギー

座 長 秋田県医師会学校保健委員会委員……………水 俣 健 一
秋田県医師会学校保健委員会委員……………小 松 真 紀

第2分科会 『からだ・こころ(2)』生活習慣

座 長 秋田県医師会学校保健委員会委員……………木 村 衛
大曲仙北医師会理事……………吉 村 総 一

第3分科会 『からだ・こころ(3)』検診・運動器検診

座 長 秋田市医師会理事……………原 田 健 二
秋田県医師会学校保健委員会委員……………山 田 晋

第4分科会 『耳鼻咽喉科』

座 長 日本耳鼻咽喉科学会秋田県地方部会会長…石 川 和 夫
日本耳鼻咽喉科学会秋田県地方部会
幹事・学校保健委員会委員長……………桃 生 勝 巳

第5分科会 『眼科』

座 長 秋田県眼科医会会長……………吉 本 弘 志
秋田県医師会学校保健委員会委員……………高 木 武 司

昼食（各分科会会場）	12:00 ～ 13:00
都道府県医師会連絡会議	12:00 ～ 13:00

3 開会式・表彰式 13:00 ～ 14:00秋田県民会館

4 シンポジウム 14:00 ～ 15:40秋田県民会館

テーマ 「学校における感染対応」

座 長 秋田県小児科医会会長.....澤 口 博
秋田県医師会常任理事.....大 山 則 昭

基調講演 『休校・学校閉鎖の効果（仮）』

講 師 秋田県医師会感染症等危機管理委員会アドバイザー
東北大学大学院医学系研究科
病理病態学講座微生物学分野教授.....押 谷 仁

シンポジウム

- ①「秋田県大館市の麻しん地域流行・新型インフルエンザを振り返って」
～麻しん流行と新型インフルエンザにおける学校閉鎖・出席停止対応の検証～
大館市立総合病院副診療局長、感染制御室長、検査科部長高 橋 義 博
- ②「感染症情報収集システム（学校欠席者情報収集システム）の全県運用に向けて」
秋田県立本荘高等学校養護教諭
（前秋田県教育庁保健体育課指導主事）村 上 まゆみ
- ③「秋田県医学生麻しんワクチン高校プロジェクトの効果について」
秋田県医師会常任理事小 泉 ひろみ
- ④「学校における性感染症への取り組み」
秋田赤十字病院総合周産期母子医療センター長平 野 秀 人

5 特別講演 15:40 ～ 16:40秋田県民会館

座 長 秋田県医師会会長.....小山田 雍
『資源の獲得競争に負けない日本をー秋田から資源学の発信をー（仮）』
秋田大学学長.....吉 村 昇

6 次期担当都道府県医師会会長挨拶 16:40 ～ 16:50秋田県民会館

7 懇親会 17:45 ～ 19:45秋田キャッスルホテル

第 44 回全国学校保健・学校医大会 ご参加予定の皆様へ

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は「第 44 回全国学校保健・学校医大会」が秋田市にて開催されますことを心より歓迎申し上げます。

さて、本大会にご参加の皆様の便宜を図るために、ご宿泊ならびに観光旅行のご案内を（株）近畿日本ツーリスト東北 秋田支店が担当させていただくことになりました。

つきましては、下記の要領にてお申込みいただきますよう、ご案内申し上げます。

皆様方多数のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

（株）近畿日本ツーリスト東北 秋田支店
支店長 村 上 晃 史

1. 大会参加について

■参加費

お一人あたり 20,000 円（昼食・懇親会費を含む）

（同伴者で懇親会のみ参加の場合、懇親会費として 5,000 円）

なお、参加申し込みに対し、手配通信費としてお一人様 500 円を申し受けます。

■分科会参加申し込みについて、主に参加される分科会番号を申込書にご記入願います。

①第 1 分科会「からだ・こころ（1）」こころ・予防接種・食物アレルギー

②第 2 分科会「からだ・こころ（2）」生活習慣

③第 3 分科会「からだ・こころ（3）」検診・運動器検診

④第 4 分科会「耳鼻咽喉科」

⑤第 5 分科会「眼科」

2. 大会会場までのアクセスのご案内

■大会会場

秋田キャッスルホテル

〒010-0001 秋田県秋田市中通一丁目 3-5 / TEL: 018-834-1141

・秋田空港より タクシーで 40 分、リムジンバスで 45 分（「木内前」下車、徒歩 0 分）

・JR 秋田駅より タクシーで 5 分、徒歩 10 分

秋田県民会館

〒010-0875 秋田県秋田市千秋明德町 2-52 / TEL 018-834-5055

・秋田空港より タクシーで 40 分、リムジンバスで 45 分（「木内前」下車、徒歩 5 分）

・JR 秋田駅より タクシーで 7 分、徒歩 15 分

3. 宿泊予約のご案内

■宿泊期日 平成 25 年 11 月 8 日 (金)・11 月 9 日 (土)

■宿泊料金 お一人様・1 泊朝食付 (税金・サービス料込)

	ホテル名	部屋タイプ	申込記号	宿泊料金 (お一人様料金)	備 考
①	秋田キャッスル ホテル	シングル	A-1	¥10,000	秋田駅西口より徒歩 7 分 車で 2 分
		ツイン(1名様利用)	A-2	¥14,700	
		ツイン(2名様利用)	A-3	¥9,000	
		ダブル(1名様利用)	A-4	¥13,700	
②	秋田ビュー ホテル	シングル	B-1	¥10,000	秋田駅西口より徒歩 3 分
		ツイン(2名様利用)	B-2	¥9,000	
		ダブル(1名様利用)	B-3	¥14,000	
③	ホテルメトロ ポリタン秋田	シングル	C-1	¥9,500	秋田駅西口より徒歩 1 分
		ツイン(1名様利用)	C-2	¥14,500	
		ツイン(2名様利用)	C-3	¥8,500	
		ダブル(1名様利用)	C-4	¥15,500	
④	ドーマーイン秋田	シングル	D-1	¥9,000	秋田駅西口より徒歩 5 分
		ダブル(1名様利用)	D-2	¥10,500	
⑤	ホテル グランティア秋田	シングル	E-1	¥7,800	秋田駅西口より徒歩 15 分 車で 5 分
		ツイン(1名様利用)	E-2	¥9,800	
		ツイン(2名様利用)	E-3	¥7,800	
		ダブル(1名様利用)	E-4	¥8,800	
⑥	イーホテル秋田	シングル	F-1	¥7,500	秋田駅西口より徒歩 15 分 車で 5 分
		ツイン(1名様利用)	F-2	¥9,500	
		ツイン(2名様利用)	F-3	¥6,500	
		ダブル(1名様利用)	F-4	¥9,500	
⑦	ダイワロイネット ホテル秋田	シングル	G-1	¥7,500	秋田駅西口より徒歩 15 分 車で 5 分
		ツイン(1名様利用)	G-2	¥9,500	
		ツイン(2名様利用)	G-3	¥7,000	
		ダブル(1名様利用)	G-4	¥8,500	
⑧	コンフォートホテル秋田	シングル	H-1	¥7,000	秋田駅西口より徒歩 2 分
⑨	ホテルアルファワン秋田	シングル	I-1	¥7,000	秋田駅西口より徒歩 2 分

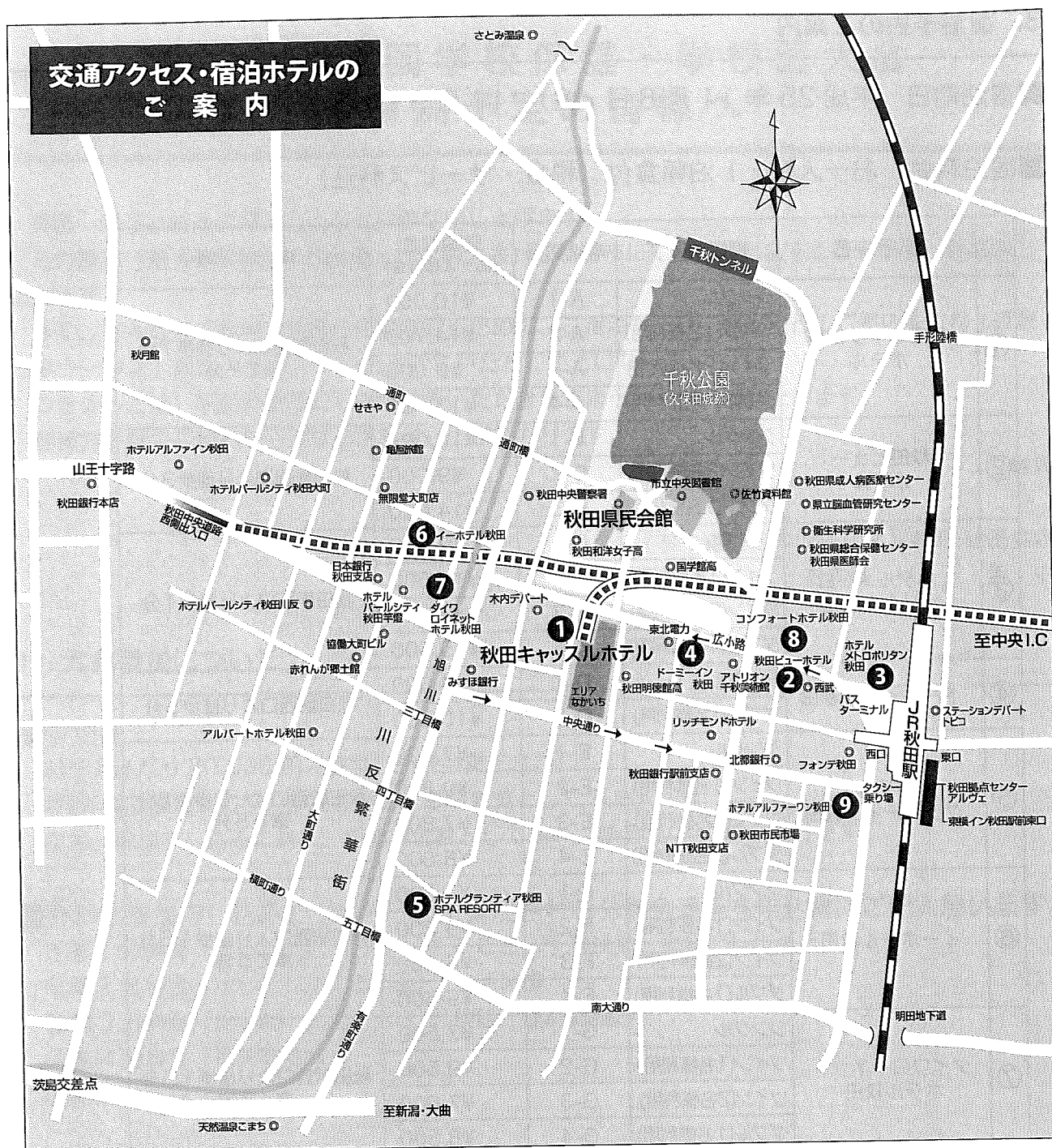
宿泊ホテルは第 3 希望までご記入願います。

ツインルーム (2 名利用) をご希望の場合は、同室の方のお名前をお願いします。

ホテルの客室数確保数には限りがあるため、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。なお、お申し込みは先着順とさせていただきます。

※宿泊料金は団体料金を適用させていただいております。

弊社にお申し込みの場合は各ホテルのクレジットカード・メンバーズカード等の特典対象になりますので予めご了承ください。



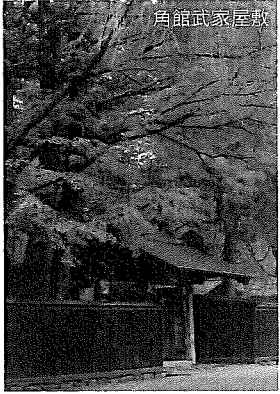
宿 泊 ホ テ ル

- | | |
|---------------|----------------|
| ①秋田キャッスルホテル | ⑥イーホテル秋田 |
| ②秋田ビューホテル | ⑦ダイワロイネットホテル秋田 |
| ③ホテルメトロポリタン秋田 | ⑧コンフォートホテル秋田 |
| ④ドーマーイン秋田 | ⑨ホテルアルファワン秋田 |
| ⑤ホテルグランティア秋田 | |

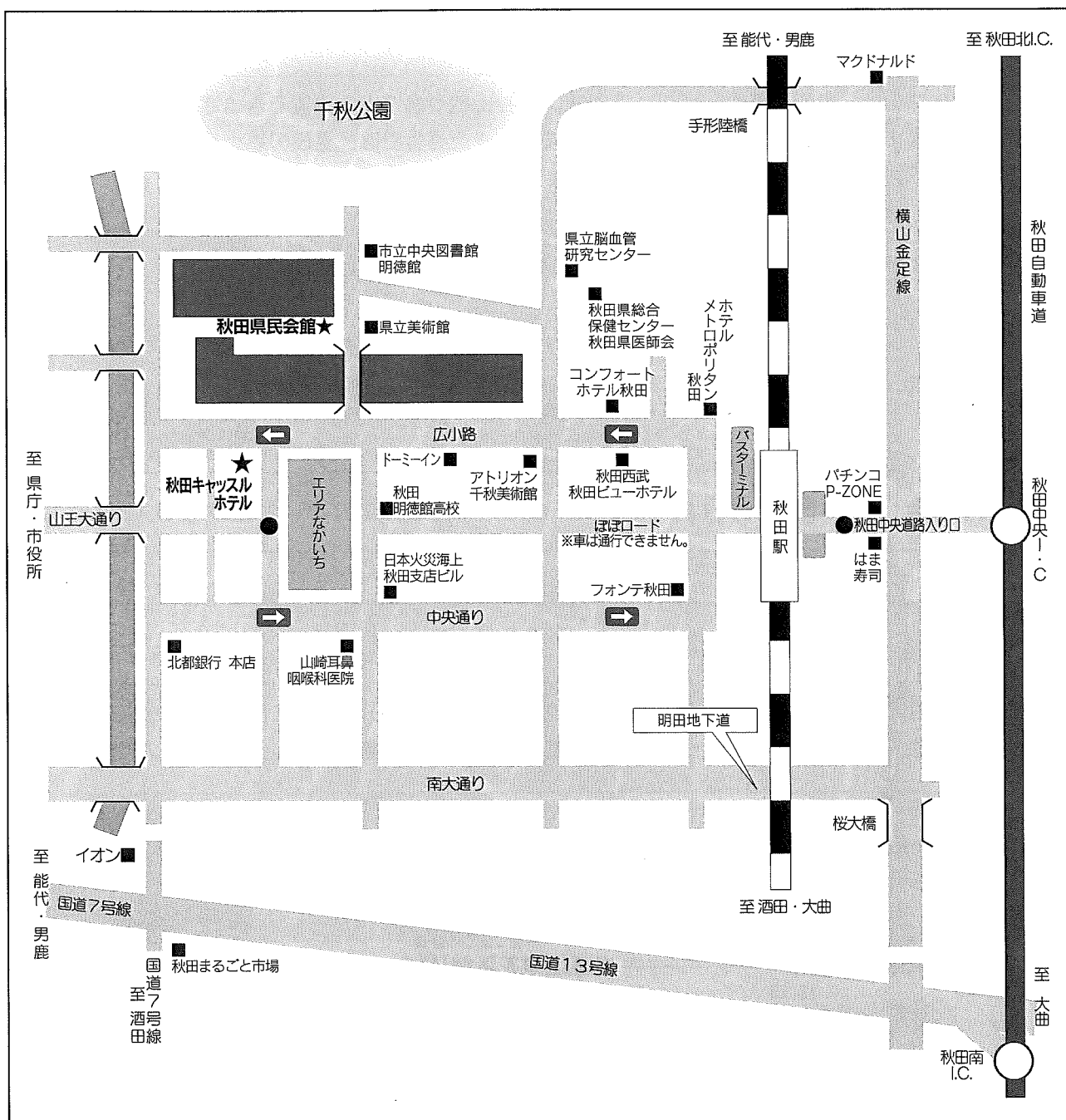
4. 観光のご案内

観光コースを下記の通り、大会終了後の11月10日（日）に設定いたします。
大会終了後は是非、秋田の魅力に触れてください。

Aコース	男鹿半島コース
なまはげ発祥の地、男鹿半島を巡るコースです。白神山地や鳥海山を遠望できる寒風山や、男鹿真山伝承館でなまはげ行事の再現を体験して頂きます。また昼食では、男鹿の郷土料理「石焼き料理」をお楽しみ下さい。	
秋田キャッスルホテル 8:00 — 寒風山 8:45 — 男鹿真山伝承館・なまはげ館 9:15 — 11:00 ※入浴・昼食 — 入道崎 11:20 — 海と入り陽の宿 11:40 帝水 12:00 — 秋田空港 13:30 秋田駅 15:30 — 16:15	
	
ご旅行代金	15,000円 定員 40 名（最少催行人員 20 名）

Bコース	田沢湖・角館コース
日本一深い田沢湖と、みちのくの小京都角館を巡るコースです。田沢湖畔に佇むたつ子像をご見学頂いたあとは、角館の武家屋敷通りを散策致します。昼食は曲り屋でお召し上がりいただきます。	
秋田キャッスルホテル 8:00 — 田沢湖（車窓） 9:45 — たつ子像 10:00 ※伝承館・青柳家へご案内致します。 ※曲り屋での昼食 — 角館武家屋敷散策 10:45 — 12:15 角館温泉花葉館（昼食・入浴） 12:30 — 14:30 — 秋田空港 15:15 — 秋田駅 16:00	
	
ご旅行代金	12,000円 定員 40 名（最少催行人員 20 名）

秋田駅周辺アクセスマップ



5. お申込・お支払いについて

- **お 申 込 方 法** 別途申込書に必要事項を記入の上、FAX または郵送にて都道府県医師会ごとにお申し込みください。申込受付後、4 営業日以内に折り返し受領確認の FAX を致します。届かない場合は、受付されていない場合がありますのでお問合せください。
※恐れ入りますがお電話でのお申し込みはご遠慮ください。
- **お 申 込 先** 〒010-0951 秋田県秋田市山王 3 丁目 1-7 東カンビル 2 階
(株)近畿日本ツーリスト東北 秋田支店 内
第 44 回全国学校保健・学校医大会受付デスク
TEL : 018-896-4890 FAX : 018-896-4922
(受付時間 平日 9:30 ~ 17:30 土日祝休)
- **お 申 込 締 切 日** 平成 25 年 9 月 13 日 (金)
申込締切後、10 月 11 日 (金) までに都道府県医師会ごとに予約確認書および請求明細書を郵送にて送付します。
※ 10 月 18 日 (金) を過ぎても書類が到着しない場合は、第 44 回全国学校保健・学校医大会受付デスクへご連絡ください。
- **代 金 の お 支 払** 振込先は請求書に記載されます。請求書記載の期日までにお振込ください。
※恐れ入りますが振込手数料はお客様ご負担にてお願いします。

※ 11 ~ 12 ページに国内募集型企画旅行条件書を記載しておりますのでご確認ください。また、お申込・お支払いにつきまして本大会では上記内容を適応させていただきます。

6. 申込後の変更・取消について

お申込み後に変更・取消が生じた場合は、FAX 又は郵送にて第 44 回全国学校保健・学校医大会 受付デスクまでご連絡ください。取消料は下記のとおりになります。

※恐れ入りますが、お電話での変更・取消はご遠慮下さい。

宿泊

5 日前まで	4 日前～前日まで	前日 12:00 まで	前日 12:00 以降 無連絡の不参加
無 料	30%	50%	100%

観光

21 日前まで	20～8 日前まで	7～2 日前まで	前 日	当 日	無連絡の不参加
無 料	20%	30%	40%	50%	100%

※ご返金は大会終了後に、振込手数料実費を差し引きご返金いたします。

なお、11 月 1 日 (金) 以降の変更・取消による大会参加費のご返金はいたしかねます。予めご了承ください。

※ 11 ~ 12 ページに国内募集型企画旅行条件書を記載しておりますのでご確認ください。また、取消料につきまして本大会では上記表を適応させていただきます。

■参加・宿泊・観光に関するお問い合わせ先

〒010-0951 秋田県秋田市山王 3 丁目 1-7 東カンビル 2 階
(株)近畿日本ツーリスト東北 秋田支店内
第 44 回全国学校保健・学校医大会受付デスク
TEL : 018-896-4890 FAX : 018-896-4922
(受付時間 平日 9:30 ~ 17:30 土日祝休)

■大会運営に関するお問い合わせ先

秋田県医師会内 第 44 回全国学校保健・学校医大会事務局
〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町 6 番 6 号 (秋田総合保健センター 4 階)
TEL : 018-833-7401 FAX : 018-832-1356

国内募集型企画旅行条件書

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

〔本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。〕

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社近畿日本ツーリスト東北（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
- (2) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申 込 金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金の20%～ 旅行代金まで

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点で契約は成立しておりますが、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (5) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3 申 込 条 件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助大使使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただきますか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。
- (5) お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客さまにお渡しします。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金のお支払い

- 旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6 旅行代金に含まれているもの

- (1) パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税（但し、基準期日現在に公示されているものに限りません）。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7 旅行代金に含まれていないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客さま負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- (3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う雑・サービス料
- (4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
- (6) 基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- (7) 傷害・疾病に関する医療費

8 旅行内容の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかの

- 料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・ぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- 書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合には、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。
- 10 お客さまの交替
- お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。
- 11 お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）
- (1) お客さまはいつでも、第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」（以下「当社」といいます。）のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準としています。
- (2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- ロ. 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ニ. 当社が、お客さまに対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
- ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
- (4) お客さまの都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

12 お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- (1) お客さまのご都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客さまの責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することがあります。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払戻しいたします。

13 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客さまが当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ロ. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
- ニ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ホ. お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
- エ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ト. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

14 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社はつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
- ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれらから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- 本項(1)イ、ハ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15 取 消 料

- (1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます（但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります）

区 分	取 消 料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%以内

- (2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱以上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。
- 16 旅 程 管 理
- 当社は、お客さまに対して次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまとこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (1) お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にならぬものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- 17 添 乗 員 等
- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第16項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。
- (3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (5) 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続はお客さま自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）
- (6) コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さまご自身で行っていただきます。
- 18 お客さまに対する責任
- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときには限りません。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、暴走、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不遇又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- 19 お客さまの責任
- (1) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 20 特 別 補 償
- (1) 当社は、第18項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一對については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他これらに類するものの損害は、対象とならないものとします。
- (2) 当社が、募集企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンガライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5) 当社の企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいいません。
- 21 旅 程 保 証
- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- イ、次に掲げる事由による変更
- (イ)天災地変、(ロ)暴動、(ハ)官公署の命令、(ニ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ホ)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
- ロ、第11項から第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変 更 補 償 金

	変更補償金の支払が必要となる変更	
	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のものを下回った場合に限りません。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。
- 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6 第1号に掲げる変更については、第1号から第8号までの車を適用せず、第9号によります。
- 22 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。
- (1) 通信契約の申込みの際、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社らにお申し出いただきます。
- (2) 通信契約は、電話による申込みの場合は、当社らが申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社らが契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail、ファックス、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社らは、会員と通信契約を締結した場合であっても、第9項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第11項から第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社らは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合であっても、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます場合があります。
- (6) 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- 23 団体・グループの契約について
- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して預金払い、又は将来入金が予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 24 ご旅行代金・旅行代金の基準
- (1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準率については、パンフレット等に明示した日となります。
- (2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。
- (5) 本条件書の各項目の旅行代金は、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項の申込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。
- 25 そ の 他
- (1) お買物案内について
- お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社は、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
- (2) 国内旅行保険について
- 安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) この条件に定めのない事項は当社募集企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集企画旅行約款を優先します。当社旅行約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。
- (5) 個人情報の取扱いについて
- イ、当社およびご旅行をお申し込んだ受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。ロ、当社、当社のグループ企業である近畿日本ツーリスト㈱等、当社と提携する企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

旅行企画・実施

株式会社近畿日本ツーリスト東北

宮城県仙台市青葉区中央2-9-16

一般社団法人 日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録旅行業第1925号

秋田支店

〒010-0951

秋田市山王 3-1-7 東カンビル2 F

TEL 018-896-4890 FAX 018-896-4922

総合旅行業務取扱管理者 村上 晃 史

平成22年1月1日

第44回全国学校保健・学校医大会 研究発表者・演題一覧

第1分科会『からだ・こころ (1) 』こころ・予防接種・食物アレルギー

座長 秋田県医師会学校保健委員会委員 水俣 健一
秋田県医師会学校保健委員会委員 小松 真紀

No.	演題名	研究発表者名	
1	学校訪問プログラム（中学生生徒に対するメンタルヘルス理解活動）が教師の精神疾患理解に及ぼす影響	三重県医師会	長 尾 圭 造
2	奈良市における児童・生徒の「心の健康」に関する相談及び診断事業	奈良県医師会	北 村 栄 一
3	不登校の予防（第2報）	徳島県医師会	二 宮 恒 夫
4	中学生・高校生の電子メディア接触と生活リズムについて ー島根県及び益田市の現況と益田市での取組みについて	島根県医師会	中 島 匡 博
5	蔓延する子どもの慢性疲労症候群：過剰なメディア漬け～そして後天性発達障害	宮城県医師会	田 澤 雄 作
6	発達障害を抱える子どもたちへの学校介入と問題点	埼玉県医師会	平 岩 幹 男
7	福島県の中学生・高校生の心および性の意識について ー震災後に行なったアンケート調査よりー	福島県医師会	本 多 静 香
8	麻しん・風しん（MR）混合ワクチンー第三期ー集団接種を終えて	京都府医師会	奥 村 正 治
9	弘前市学校給食アレルギー対応食提供事業について	青森県医師会	柿 崎 良 樹

第2分科会『からだ・こころ (2) 』生活習慣

座長 秋田県医師会学校保健委員会委員 木村 衛
大曲仙北医師会理事 吉村 総一

No.	演題名	研究発表者名	
1	秋田市小中学校肥満調査を20年継続してわかってきたこと	秋田県医師会	後 藤 敦 子
2	若年者心疾患・生活習慣病対策協議会の学校保健活動	愛知県医師会	長 嶋 正 實
3	平塚市小学4年肥満児童の現状と対策 ー平塚市子どもの生活習慣病予防対策委員会の検討ー	神奈川県医師会	梅 沢 幸 子
4	小学生から高校生にかけての追跡集団における生活習慣の変化と健康指標との関連	和歌山県医師会	中 井 寛 明
5	大阪府医師会学校医部会における生活習慣病対策事業と支援学校における肥満対策の実際	大阪府医師会	高 谷 竜 三
6	茨城県における小中学生の肥満児 ー10年間の推移ー	茨城県医師会	山 脇 英 範
7	岩手県における肥満対策について	岩手県医師会	山 口 淑 子
8	県医師会の学校保健委員会を通した肥満対策の標準化の試み	山形県医師会	渡 辺 眞 史
9	小児生活習慣病予防検診における小学校4年生と4年後の中学1年生の体位、脂質さらに生活習慣の比較検討	富山県医師会	三 川 正 人

第44回全国学校保健・学校医大会 研究発表者・演題一覧

第3分科会『からだ・こころ(3)』検診・運動器検診

座長 秋田市医師会理事 原田 健二
秋田県医師会学校保健委員会委員 山田 晋

No.	演題名	研究発表者名	
1	東京都立学校における学校心臓検診の状況 (都立高等学校・都立中等教育学校・都立中学校)	東京都医師会	泉 田 直 己
2	全県統一学校腎臓検診における緊急受診システムの現状と問題点	静岡県医師会	和 田 尚 弘
3	姫路市における医師会と養護教諭との連絡会の取り組み	兵庫県医師会	岡 勝 巳
4	広島市安佐地区における『健康相談教室』事業の報告	広島県医師会	松 本 治 之
5	広島県県立学校における学校医に関するアンケート調査の報告	広島県医師会	渡 邊 弘 司
6	徳島県における小学生サッカー選手の障害の実態 ～メディカルチェックの結果より～	徳島県医師会	鈴 江 直 人
7	豊島区立中学校における骨密度測定事業について ―第2報	東京都医師会	猪 狩 和 子
8	平成24年度「学校保健課題解決支援事業」 埼玉県における学校での運動器検診について	埼玉県医師会	柴 田 輝 明

第4分科会『耳鼻咽喉科』

座長 日本耳鼻咽喉科学会秋田県地方部会会長 石川 和夫
日本耳鼻咽喉科学会秋田県地方部会
幹事・学校保健委員会委員長 桃生 勝巳

No.	演題名	研究発表者名	
1	学校健診で発見された聴覚障害	秋田県医師会	中 澤 操
2	就学児童の「きこえ」と「ことば」の関わり	奈良県医師会	川 本 浩 康
3	横浜市における耳鼻咽喉科救急疾患の応急処置・対応について	神奈川県医師会	朝比奈 紀 彦
4	バイリンガル教育が一因と考えられた言語発達遅滞例	徳島県医師会	宇 高 二 良
5	聴覚支援学校における聴覚過敏についてのアンケート調査	大阪府医師会	西 村 将 人
6	福島県における聞こえに課題のある児童生徒の実態調査	福島県医師会	馬 場 陽 子
7	小児心因性難聴の動向	兵庫県医師会	阪 本 浩 一
8	肢体不自由児特別支援学校における耳鼻咽喉科学校健診での摂食嚥下問診票の活用について	秋田県医師会	中 澤 操
9	宮城県における耳鼻咽喉科学校健診の現状	宮城県医師会	熊 谷 重 城

第44回全国学校保健・学校医大会 研究発表者・演題一覧

第5分科会『眼 科』

座長 秋田県眼科医会会長 吉本 弘志
秋田県医師会学校保健委員会委員 高木 武司

No.	演題名	研究発表者名	
1	静岡県における学校現場の状況と眼科学校医の関わり	静岡県医師会	永 田 豊 文
2	眼科学校健診で眼底検査をすべきか? アンケート調査報告	秋田県医師会	高 木 武 司
3	横浜市における就学児健診時視力検査実施協力の実際	神奈川県医師会	鈴 木 高 遠
4	僕・私、遠視なのに	岩手県医師会	鈴 木 武 敏
5	平成24年度名古屋市屈折特別検診のまとめ	愛知県医師会	元 倉 智 博
6	学校保健と色覚検査 ー受診者に関する実態調査よりー	大阪府医師会	宮浦 徹
7	学校における自覚的裸眼視力の問題点	埼玉県医師会	河鍋楠美
8	学校健診において視力低下のため、受診勧奨された小学生の視力および屈折度数の変化	宮城県医師会	小 林 茂 樹
9	小学生の視力・屈折・調節機能についてー 第3報 精査結果の報告 ーおよび眼球運動検査による 発達障害児スクリーニングについての検討	千葉県医師会	川 端 秀 仁
10	特異的読字書字障害児と眼科学校医の関わり	静岡県医師会	松 久 充 子
11	高校生におけるコンタクトレンズ汚染の感染経路の検討	神奈川県医師会	坂 本 則 敏